

議第23号

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

食品表示法の制定に伴い改正しようとする。

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

高山市公設地方卸売市場業務条例(昭和49年高山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に掲げる事項のうち市長が規則で定めるもの</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同項第1号に掲げる事項のうち市長が規則で定めるもの</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。